改正の概要（R4.4.1）

（№8　山口市競争入札参加者心得）

１　各種通知の提出方法

パスワード照会書、内容質問書、辞退届について、電子メールでの提出を可能とした。

また、内容質問書について、押印を廃止した。

２　辞退の規定

入札参加資格確認を受けた後に辞退する場合も辞退届を要することとした。

３　設計図書類のパスワード

原則としてパスワードを付さないこととし、統一パスワードを廃止した。

必要と判断した場合に限りパスワードを付すこととし、それに伴いパスワード照会・回答書の改正をした。

※　工事・建設コンサルタント業務等については、従来どおりの取扱い。

４　用語・定義の整理

用語・定義の整理を行い、それに伴い、入札書をはじめ、各種様式を改正した。

５　その他

一括委任状の廃止に伴う改正をした。

その他、文言の整理等をした。

６　改正の適用

令和４年４月１日以後に入札公告又は指名通知をするものから適用する。

令和４年４月１日付で各要領・要綱の改正をおこない、市からの通知や事業者からの提出書類の一部を電子メールにより送信することが可能となりました。

市からの通知メールの送信先として、「競争入札参加資格申請」により届出のあったメールアドレス（山口市と本店で契約する場合は、本店のメールアドレス、委任先（本店以外の営業所等）で契約する場合は、委任先のメールアドレス）を使用します。

現在、メールアドレスを届出ていない場合や、届出済みのメールアドレスを変更される場合は、変更届の提出をお願いします。

山口市競争入札参加者心得の一部を改正する心得

山口市競争入札参加者心得の一部を次のように改正する。

新	旧
（趣旨） 第１条　この心得は、山口市が発注する**売買、賃借、請負**その他の契約の**入札者**が守らなければならない事項について定めたものであり、入札者はこの心得を承知の上、**入札に**参加するものとする。 （定義） 第１条の２　この心得における「入札者」とは**、競争入札に参加する者であって、次のいずれかに該当する者をいう。** **(1) 競争入札参加資格の登録において、山口市と契約をする相手方として「本店で契約する」とした場合は、本店として登録されている者** **(2) 競争入札参加資格の登録において、山口市と契約をする相手方として「委任先（本店以外の営業所等）で契約する」とした場合は、受任者として登録されている者** **(3) 共同企業体にあっては、共同企業体結成届出書における代表者となる法人又は団体の代表者** **２　この心得における「入札者住所・名称・代表者職氏名」とは、入札者について、競争入札参加資格の登録における住所、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名（委任先で契約する場合にあっては、委任先の住所、商号又は名称並びに受任者の役職名及び氏名）をいう。ただし、共同企業体にあっては、共同企業体結成届出書における共同企業体の名称並びに代表者の住所、商号又は名称及び代表者職氏名をいう。**	（趣旨） 第１条　この心得は、山口市が発注する**建設工事、建設コンサルタント業務等（測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務をいう。第２１条（入札結果）において同じ。）、物品調達及び業務委託並びに物品の売払い**その他の契約の**競争入札に参加する者（以下「入札者」という。）**が守らなければならない事項について定めたものであり、**入札に当たって**入札者はこの心得を承知の上、参加するものとする。 （定義） 第１条の２　この心得における「入札者」とは、**山口市の競争入札参加資格の登録における「山口市と契約を締結する相手方」に記載された者とする。ただし、共同企業体にあっては、共同企業体結成届出書における代表者となる法人又は団体の代表者とする。**

３　この心得における「入札者」は**、前２項、**第１０条（代理人による入札）及び特段の定めがある場合を除くほか、**第１項**に規定する者の代理人を含めるものとする。 **４　この心得における「指名通知」とは、「入札の執行について（通知）」を表題とした指名競争入札における指名の通知及び説明書類をいう。** **５　この心得における「入札公告等」とは、入札公告及び指名通知をいう。** **６　この心得における「設計図書類等」とは、入札条件、指示事項、仕様書、設計書、図面その他の入札公告等に付随する関係書類をいう。** （関係法令等の遵守） 第２条　入札者は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）**その他入札に付する契約を履行するに当たり関係する法令**及びこの心得を遵守するものとする。 ２　省略 （**入札に関する書類の閲覧等**） 第３条　入札者は、**入札公告等及び設計図書類等**を熟覧の上、適正な積算を行い、入札しなければならない。 ２　省略 **３　前項の**ダウンロード**の**際に**パスワードを必要とするとき**は、パスワード照会・回答書（様式第１号）を入札執行課に**提出**することにより取得することができる。**この場合において、入札者は、不正な手段でパスワードを取得してはならない。** **４**　前項のパスワード**を照会できる者及びパスワードの照会の方法等は、入札**	**２**　この心得における「入札者」は第１０条（代理人による入札）及び特段の定めがある場合を除くほか、**前項**に規定する者の代理人を含めるものとする。 （関係法令等の遵守） 第２条　入札者は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）**、建設業法（昭和２４年法律第１００号）、山口市財務規則（平成１７年山口市規則第４４号）、山口市工事執行規則（平成１７年山口市規則第１６４号）その他関係法令**及びこの心得を遵守するものとする。 ２　省略 （**設計図書類等の入手**） 第３条　入札者は、**入札公告又は指名通知（「入札の執行について（通知）」を表題とした指名競争入札における指名の通知をいう。以下同じ。）の記載内容及び入札条件、指示事項、仕様書、設計書、図面、その他関係書類（以下「設計図書類等」という。）**を熟覧の上、適正な積算を行い、入札しなければならない。 ２　省略 **なお、**ダウンロード**により設計図書類等を閲覧する**際に**必要となるパスワード**は、パスワード照会・回答書（様式第１号）を入札執行課に**ファックス送信**することにより取得することができる。 **３**　前項のパスワード**の照会期限は、入札日の前日の午後４時までとする。た**

公告に示すとおりとする。	**だし、入札日の前日が休日（山口市の休日に関する条例（平成１７年山口市条例第９号）に規定する休日をいう。以下同じ。）のときは、その日以前の日であって当該休日に最も近い休日でない日の午後４時までとする。**
５　省略	**４**　省略
（設計図書類等に関する疑義）	（設計図書類等に関する疑義）
第３条の２　入札者は、設計図書類等について疑義があるときは、内容質問書（様式第２号）を、**入札公告等に示す方法により、**指定した期限までに提出する**ことができる**。**質問**に対する回答は、山口市公式ウェブサイトに掲載して行う。	第３条の２　入札者は、設計図書類等について疑義があるときは、内容質問書（様式第２号）を、**入札公告又は指名通知等で**指定した期限までに**、指定した提出先に、持参又はファックス送信で**提出する**ことにより、質問をする**ことができる**（ファックス送信の場合は、送信後、重ねて電話での連絡も要する）**。**疑義**に対する回答は、山口市公式ウェブサイトに掲載して行う。
（入札参加資格確認申請）	（入札参加資格確認申請）
第４条　一般競争入札又は条件付一般競争入札で参加資格の**確認**を要する場合は、入札者は、入札公告で定められた日時までに、入札参加資格確認申請書（様式第３号）により申請を行わなければならない。	第４条　一般競争入札又は条件付一般競争入札で参加資格の**審査**を要する場合は、入札者は、入札公告で定められた日時までに、入札参加資格確認申請書（様式第３号）により申請を行わなければならない。
２　配置予定の**技術者等の資格又は経験を参加資格要件**とした場合にあっては、原則として配置予定の当該**技術者等**の変更は認めない。	２　配置予定の**監理技術者又は主任技術者の資格又は工事経験を参加資格の条件**とした場合にあっては、原則として配置予定の当該**技術者**の変更は認めない。
第５条及び第６条　省略	第５条及び第６条　省略
（入札の辞退）	（入札の辞退）
第７条　**第４条の参加資格の確認又は指名通知を受けた者は、**入札の前に入札を辞退するときは、入札辞退届（様式第４号）を入札執行課に郵送**、電子メール、ファックス**又は持参により提出するものとする。**電子メール又はファックスにより提出する場合は、あわせて電話連絡をするものとする。**	第７条　**入札者は、指名競争入札において**入札の前に入札を辞退するときは、入札辞退届（様式第４号）を入札執行課に郵送又は持参により提出するものとする。
２　入札辞退届は、入札開始日時前に入札執行課に到達しなければならない。	入札辞退届は、入札開始日時前に入札執行課に到達しなければならない。
３～**６**　省略	**２**～**５**　省略
（入札執行）	（入札執行）
第８条　入札執行者は、**入札公告等**に定める入札開始時刻になった	第８条　入札執行者は、**入札公告又は指名通知**に定める入札開始時刻になった

ときは、直ちに入札執行宣言をするものとする。ただし、公平かつ公正な入札執行の観点から特に必要があると認められるときは、入札執行者は、入札執行宣言を適宜遅らせることができる。	ときは、直ちに入札執行宣言をするものとする。ただし、公平かつ公正な入札執行の観点から特に必要があると認められるときは、入札執行者は、入札執行宣言を適宜遅らせることができる。
２及び３　省略	２及び３　省略
（入札書等の提出）	（入札書等の提出）
第９条　入札書は、総価による入札の場合は様式第５号とし、単価による入札の場合は様式第６号とする。ただし、**入札公告等**　　又は設計図書類等において別に入札書の様式を指定した場合は、この限りでない。	第９条　入札書は、総価による入札の場合は様式第５号とし、単価による入札の場合は様式第６号とする。ただし、**入札公告、指名通知**又は設計図書類等において別に入札書の様式を指定した場合は、この限りでない。
２　入札者は、所定の事項を記入し、押印した入札書を、あらかじめ**入札公告等**　　に示した日時及び場所において、入札執行者の指示により提出しなければならない。	２　入札者は、所定の事項を記入し、押印した入札書を、あらかじめ**入札公告又は指名通知**に示した日時及び場所において、入札執行者の指示により提出しなければならない。
３　入札者は、**入札公告等で指定した**　　入札においては、入札金額に対応した内訳書**（以下「内訳書」という。）**を入札書と同時に提出するものとする。ただし、**第１７条の再度入札においては、この限りでない。**	３　入札者は、**建設工事に係る入札その他の別に指定がある**入札においては、入札金額に対応した内訳書**又は工事費内訳書**　　を入札書と同時に提出するものとする。ただし、**予定価格を事後に公表する場合においては、初回の入札においてのみ提出するものとする。**
４　入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。**入札書と同時に提出する場合における、**第４条の入札参加資格確認申請書（以下「入札参加資格確認申請書」という。）及び**内訳書**　　についても、同様とする。	４　入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。　　第４条の入札参加資格確認申請書（以下「入札参加資格確認申請書」という。）及び**内訳書等（前項に規定する内訳書又は工事費内訳書をいう。以下同じ。）**についても、同様とする。
５　入札者は、入札書の記載及び押印において、次の事項を守らなければならない。ただし、**入札公告等**　　又は設計図書類等において別の定めをした場合は、当該別の定めによるところとする。	５　入札者は、入札書の記載及び押印において、次の事項を守らなければならない。ただし、**入札公告、指名通知**又は設計図書類等において別の定めをした場合は、当該別の定めによるところとする。
(1)及び(2)　省略	(1)及び(2)　省略
(3)　　件名、入札書の宛先、入札金額又は入札する年月日を記載すること。	(3)　**工事名、（業務）委託名若しくは**件名、入札書の宛先、入札金額又は入札する年月日を記載すること。
(4)　入札者欄は、**入札者住所・名称・代表者職氏名**	(4)　入札者欄は、**入札者の住所、名称及び代表者等（山口市の競争入札参加資格の登録における「山口市と契約を締結する相手方」の住所、契約先の商**

____を記載すること。 (5)～(8) 省略 6 入札者は、**内訳書** 及び入札参加資格確認申請書（入札書と同時に提出する場合に限る。）の記載において、次の事項を守らなければならない。 (1) **内訳書** においては、入札金額と同じ金額が表示されていること。 (2) ____________件名を記載すること。 (3) 作成者として、少なくとも入札書と同一の入札者の商号又は名称（**委任先にあっては委任先の商号又は名称とし、**共同企業体に**あっては**共同企業体結成届出書における共同企業体の名称**とする。**）を記載すること。 (4) 省略 (5) 文字又は金額の訂正、挿入及び抹消の箇所には必ず提出前に入札者の使用印を押印すること。代理人による入札の場合は、**次条第４項**に規定する代理人の印をもってこれに代えることができる。 (6) 省略 7 入札者は、入札参加資格確認申請書（入札日前にあらかじめ行う**事前確認**のために提出する場合に限る。）の記載等において、次の事項を守らなければならない。 (1) 申請日を記載すること。 (2) ____________件名を記載すること。 (3) 申請者として**入札者住所・名称・代表者職氏名**の記載をすること。 (4)～(8) 省略 （代理人による入札） 第１０条 省略	**号又は名称、役職名及び氏名（共同企業体にあっては、共同企業体結成届出書における共同企業体の名称並びに代表者の住所、商号又は名称及び代表者職氏名）をいう。以下同じ。）**を記載すること。 (5)～(8) 省略 6 入札者は、**内訳書等**及び入札参加資格確認申請書（入札書と同時に提出する場合に限る。）の記載において、次の事項を守らなければならない。 (1) **内訳書等**においては、入札金額と同じ金額が表示されていること。 (2) **工事名、（業務）委託名又は**件名を記載すること。 (3) 作成者として、少なくとも入札書と同一の入札者の商号又は名称（____________共同企業体に**あっては、**共同企業体結成届出書における共同企業体の名称____）を記載すること。 (4) 省略 (5) 文字又は金額の訂正、挿入及び抹消の箇所には必ず提出前に入札者の使用印を押印すること。代理人による入札の場合は、**次条第５項**に規定する代理人の印をもってこれに代えることができる。 (6) 省略 7 入札者は、入札参加資格確認申請書（入札日前にあらかじめ行う**事前審査**のために提出する場合に限る。）の記載等において、次の事項を守らなければならない。 (1) 申請日を記載すること。 (2) **工事名、（業務）委託名又は**件名を記載すること。 (3) 申請者として**入札者の住所、名称及び代表者等**の記載をすること。 (4)～(8) 省略 （代理人による入札） 第１０条 省略 **２ 一括委任状を提出している入札者で、一括委任状に記載の代理人が入札に参加する場合は、委任状の提出は不要とする。**

２　前項　　の委任状の委任者については入札者住所・名称・代表者職氏名を記載し、委任者の押印については入札者の使用印を押印するものとする。委任状の記載内容の訂正、挿入及び抹消の箇所がある場合においては、当該箇所に同様に押印するものとする。	３　前２項に規定する委任状の委任者については入札者の住所、名称及び代表者等を記載し、委任者の押印については入札者の使用印を押印するものとする。
３　省略	４　省略
４　代理人による入札における入札書への押印（前条第５項第７号に規定する訂正等の押印を含む。）は、第１項の委任状　　において受任者の使用印として定めた印を使用しなければならない。この場合において、入札者の使用印の押印は、不要とする。	５　代理人による入札における入札書への押印（前条第５項第７号に規定する訂正等の押印を含む。）は、第１項の委任状又は第２項の一括委任状において受任者の使用印として定めた印を使用しなければならない。この場合において、入札者の使用印の押印は、不要とする。
５　代理人は、同一入札事項について、他の入札者の代理人として入札し、又は他の入札者本人として入札することはできない。	６　代理人は、同一入札事項について　他の入札者の代理をすることはできない。
６　省略	７　省略
（無効とする入札）	（無効とする入札）
第１１条　次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。	第１１条　次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
(1) 省略	(1) 省略
(2) 入札書、内訳書又は入札参加資格確認申請書（入札書と同時に提出する場合に限る。）が別表に定める事項に該当する入札	(2) 入札書の記載及び押印において、前２条の規定に反する入札（記入漏れや誤記等により内容が確認できないときを含む。）
(3) 入札公告等又は設計図書類等で無効とすると定めた入札	(3) 入札書のほか、提出が必要とされている書類について、提出がなされていない入札、又は提出されたものが前２条の規定に反している等の明らかな不備がある入札
(4)～(8) 省略	(4)～(8) 省略
	(9) 民法（明治２９年法律第８９号）第９５条（錯誤）により無効と認められるものを提出した入札
	(10) 入札公告、指名通知又は設計図書類等において指定した入札条件と合致しない入札
(9) 郵便入札において、山口市郵便入札に関する要領で無効とすると定めた入札	(11) 郵便入札において、山口市郵便入札に関する要領の規定に反する入札

(10) 代理人による入札において、次のいずれかに該当する入札 ア **委任状の提出がない入札** イ **委任状が別表に定める事項に該当する入札** **ウ 前条第５項又は第６項に反する入札** （失格とする要件） 第１２条　次の各号のいずれかに該当する入札者は、失格とする。 (1) 省略 (2) **第１７条の**再度入札において、前回の最低価格以上の金額の入札をした者 (3) 第６条（公正な入札の確保）の規定＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿に反する行為をした者 **２　物品の売払いその他市の収入の原因となる契約に係る入札における前項の適用においては、同項第１号中「上回る」とあるのは「下回る」とし、同項第２号中「最低価格以上」とあるのは「最高価格以下」とする。** （入札の中止等） 第１３条　**入札公告等＿＿＿＿＿**をしたときから落札者の決定までの間において、入札者が談合し、又は不正不穏の行動をする等、入札を公正に執行することができないと認められるとき、その他市が必要と認めるときは入札の執行を中止し、延期し又は取り消すことがある。この場合において、入札者は、当該入札のために要した費用を市に請求することはできないものとする。 ２　省略 ３　**第１７条の再度入札＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿**において入札者が１者になった場合は、入札を中止する。	(12) 代理人による入札において、次のいずれかに該当する入札 ア **委任事項等が明確に記載された委任状を提出しない入札又は代理人としての権限を有しない者がした入札** イ **同一事項の入札において、入札者本人が他の入札者の代理人を兼ね、又は２人以上の入札者の代理をした者がした入札** （失格とする要件） 第１２条　次の各号のいずれかに該当する入札者は、失格とする。 (1) 省略 (2) ＿＿＿＿＿＿再度入札において、前回の最低価格以上の金額の入札をした者 **(3) 指名競争入札において、入札辞退届を提出しないで入札に参加しなかった者** (4) 第６条（公正な入札の確保）の規定**その他この心得の規定**に反する行為をした者 （入札の中止等） 第１３条　**入札公告又は指名通知**をしたときから落札者の決定までの間において、入札者が談合し、又は不正不穏の行動をする等、入札を公正に執行することができないと認められるとき、その他市が必要と認めるときは入札の執行を中止し、延期し又は取り消すことがある。この場合において、入札者は、当該入札のために要した費用を市に請求することはできないものとする。 ２　省略 ３　**再度入札（第１７条の規定による２回目以降の入札をいう。）**において入札者が１者になった場合は、入札を中止する。

第１４条～第２０条　省略 （入札結果） 第２１条　入札結果は、落札者の決定後速やかに入札執行課において入札経過表を山口市公式ウェブサイトで公表する。 第２２条及び第２３条　省略 （異議の申立て） 第２４条　入札者は、入札後、この心得、**入札公告等及び**設計図書類等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。 （補則） 第２５条　積算疑義申立て対象工事の入札等の特別な入札における取扱いについて、当該入札について定めた要綱等又は当該入札の**入札公告等**　　若しくは設計図書類等において特段の定めがあるときは、当該特段の定めのとおりとする。 **別表**　改正後の心得のとおり **様式第１号～様式第７号**　改正後の心得のとおり	第１４条～第２０条　省略 （入札結果） 第２１条　入札結果は、落札者の決定後速やかに入札執行課において入札経過表を山口市公式ウェブサイトで公表する。**ただし、予定価格が２５０万円以下の建設工事及び１００万円以下の建設コンサルタント業務等については、この限りでない。** 第２２条及び第２３条　省略 （異議の申立て） 第２４条　入札者は、入札後、この心得、　　設計図書類等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。 （補則） 第２５条　積算疑義申立て対象工事の入札等の特別な入札における取扱いについて、当該入札について定めた要綱等又は当該入札の**入札公告、指名通知**若しくは設計図書類等において特段の定めがあるときは、当該特段の定めのとおりとする。 **様式第１号～様式第７号**　改正前の心得のとおり

附　則

（施行期日）

１　この心得は、令和４年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この心得の施行の日の前日までに、入札公告又は指名通知を行った入札については、なお従前の例による。